

平成31年2月25日

## 風しんに関する追加的対策について

今般、厚生労働省保険局保険課から、風しん排除に向けた機運づくりへの協力要請がありましたので、被保険者等に対して、別紙の啓発用リーフレットを活用し、風しん感染拡大防止のための普及啓発に特段のご配慮をいただきますよう、よろしく申し上げます。

- 1 今般の追加的対策では、昭和34年3月31日までの間に限り、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性(以下「対象男性」といいます。)が風しんに係る定期の予防接種の対象者として追加され、事前に抗体検査を実施し、十分な量の抗体を保有していないことが判明した場合は、風しんに係る定期の予防接種の対象となること。
- 2 風しんは感染力の強い感染症であり、妊婦に感染すると、眼や耳等に障害をもつ先天性風しん症候群(CRS)の子どもが生まれる可能性があることから、社会として感染を防止する必要があり、風しんの抗体検査及び定期の予防接種を受けていただくことは重要であること。
- 3 定期の健康診断と同一機会に行われる風しんの抗体検査は無料で受けられること。
- 4 風しんの抗体検査の受検には、市区町村から送付されるクーポン券(平成31年4月以降に順次到達する予定)の提示が必要であること。
- 5 風しんの抗体検査の結果、十分な量の抗体を保有していないことが判明した場合は、風しんに係る定期の予防接種を受けるよう努めなければならないこと。